

指定管理鳥獣捕獲等事業制度の課題と対応方針（案）

1. 目的

指定管理鳥獣に関し、第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）に基づき、生息数の減少又は生息域の範囲の縮小を行う必要がある場合において、被害状況や鳥獣の生息状況、個体数の推定といった科学的知見を踏まえて計画的な捕獲等を推進することで、特定計画の目標達成に寄与することを目的とする。

2. 制度の概要

- ・ 都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣の捕獲等を実施する事業。
- ・ 事業を実施しようとするときは、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（以下「実施計画」という。）を策定する必要がある。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「指定管理事業」という。）を実施する場合、法第9条（鳥獣の捕獲等の許可）及び第18条（鳥獣の放置等の禁止）の適用除外、夜間銃猟の特例が設けられている。

3. 現状（参考資料2）

- ・ 指定管理事業に取り組む都道府県は増加傾向にあり、捕獲実績（頭数）も増加傾向にある。
- ・ 夜間銃猟は3道県（実数）で実施実績がある。近年実施しているのは1県となっている。
- ・ 法第18条に基づく捕獲個体の放置の禁止に関する適用除外の規定により、2019（令和元）年度に捕獲個体の放置を実施した例は、都道府県の事業で1県・1事業、国の事業で1事業となっている。

4. 課題

4-1. 指定管理鳥獣捕獲等事業について

- ・ 指定管理事業の実施計画は特定計画に基づく単年度の下位計画となるが、実施計画の内容（捕獲目標、実施区域等）が特定計画の目標達成にどのように寄与するのか不明確な場合がある。
- ・ 特に捕獲困難な地域で実施する場合など、単に捕獲数だけでは、目標の設定や評価が困難な場合があり、手法の確立が必要。
- ・ 県境での捕獲など複数の都道府県が連携した事業の実績が少ない。

4－2. 交付金の運用について

- ・ 交付金事業の実施について、事業実施例、事業による成果、請負事業者の評価といった事項に関する情報共有体制が不足している。
- ・ 交付金の運用は会計年度毎となるため、捕獲効果が期待できる時期（3～4月等）に指定管理事業が実施しにくい。
- ・ 交付金が事業計画の変更に時間を要する等の理由から、現場の状況に応じた柔軟な事業の実施が困難な場合がある。

5. 対応方針（案） ◎：新たな取組 ○：継続（強化）する取組

5－1. 指定管理鳥獣捕獲等事業について

- ◎ 指定事業の実施計画策定の際には特定計画の目標や年次計画と十分に整合を図るとともに、指定管理事業の評価にあたっては、捕獲実績だけでなく、特定計画に位置づけられた指定管理事業の目標達成に資する事業となっているか評価を行う必要がある旨を基本指針に記載する。
- ◎ 事業の実施結果を評価し、次期計画を改善する仕組みを担保するため、指定管理事業評価マニュアルにおいて実施計画の具体的な評価指標と評価に必要な手法、体制などを提示する。
- 2019（令和元）年度より交付金事業において広域的な捕獲が可能となるメニューを設け、広域的な取組への対応を進めており、県境の捕獲が実施されにくい地域などにおける広域的な捕獲について働きかけを行っていく。
- 広域連携捕獲協議会の設立や運営にあたっては、都道府県が主体となるが、国においてもオブザーバーとして参画するなど各関係機関が情報共有・連携を促進するなどの対応を検討する。

5－2. 交付金の運用について

- ◎ 評価報告書の共有などにより、効果的な捕獲に関する取組事例や捕獲事業の成果、事業者評価などに関する情報提供を進める。
- ◎ 事業評価の次期計画への反映が可能となるよう、事業評価報告書の提出期限のスケジュールなどの見直しを検討する。
- ◎ 実施計画の変更要件など、現場の変化に柔軟に対応できる実施計画の策定手法を検討する。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業においては、交付金の交付決定前事業前着手届の届出により年度当初から捕獲事業の実施が可能であることから、これらの制度の周知徹底を図る。